

JISA 契約セミナー

「民法改正に伴い考慮すべき情報サービス取引上の課題」開催

平成29年12月7日、全国情報サービス産業企業年金基金会館(JJK会館)において、JISA契約セミナー「民法改正に伴い考慮すべき情報サービス取引上の課題」が開催された。出席者は計142名。講師は、大谷和子氏(株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長)。本セミナーは、法務・知財部会にて企画したものである。



冒頭、西崎宏部会長(JFE システムズ株式会社 代表取締役社長)が挨拶の中で、「ご承知のとおり、今年には約120年ぶりに民法の債権関係の規定が大幅に改正され、関心を集めている。改正法の施行はこれからということで、本日は、民法の主な改正内容を理解し、各社が検討すべき課題を考える機会としてご活用いただきたい。」と述べた。

講演では、大谷氏が、民法改正の経緯や全体像を紹介した上で、「報酬請求権を巡る主な変更点」「契約不適合責任の留意点」「定型約款の要件と効果」を中心に説明した。また、民法改正の審議過程におけるJISAの提言活動等の取組やJISAモデル契約の見直し状況についても紹介された。

講演の後には、法務・知財部会のメンバーによるパネルディスカッションが行われ、「改正民法の情報サービス業へのインパクト」「準委任と請負の特徴とリスク」「改正民法の施行時期との関係で注意すべき点」「瑕疵と不適合の違い」等の情報を共有した。

(茂木)

